

(改正概要)

令和6年8月26日付け技管-374により秋田県週休2日制工事実施要綱が改正されたことに伴う改正であり、概要は次のとおりです。

- ・要綱で新設された「週休2日交替制（以下、交替制）」、「月単位の週休2日（以下、月単位）」について、森林整備保全事業において交替制は適用対象とし、月単位は適用対象外とすることを明記。（林野庁の改正方針に基づく）
- ・交替制に関する補足説明、補正係数を追加し、受注者から発注者に提出する書類「休日状況確認表」の様式を整備。（別紙3）
- ・要綱において廃止された「準完全週休2日」に関する文言を削除。
- ・森林整備関係業務委託（植栽、保育等）を週休2日制工事の対象に含めることを明記。
- ・現場閉所率の算定の対象期間から除くこととしている年末年始休暇、夏期休暇の日数について、従来は受注者提出の施工計画書に基づくこととしていたが、年末年始休暇：6日間、夏期休暇：3日間に固定した。（林野庁の基準に基づく）
- ・現場閉所が困難な工事は受注者希望型により発注することとし、受注者は契約後に現場閉所又は交替制による週休2日の実施の有無について、発注者に協議するものとする。
- ・要綱において、工事成績評定の加点・減点方法が改正されたので、その補足説明を追加。
- ・週休2日の補正係数を各経費に乗じる際の端数処理について、別表2により明示。